

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

氏 名 代表取締役社長 清水 琢三

代理人 東京都文京区後楽二丁目6番1号

五洋建設株式会社東京土木支店

常務執行役員支店長 中村 俊智



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1
	事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748 番 24
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル
	種類	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	性状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	0.2 t / 年
	排出事業場	名称
所在地		事務所住所 東京都八丈島八丈町三根 385 排出場所住所 高知県高知市仁井田朝日ヶ丘荷さばき地
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		東京都産業労働局発注の「八丈島近海漁場環境管理施設撤去工事」で撤去した観測ブイを高知港内の岸壁（高知県高知市仁井田朝日ヶ丘荷さばき地）で陸揚げ後、観測ブイを解体した際に発生する太陽光パネルの処分のため。
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1

県内搬入計画

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別添資料①
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	排出事業場より排出された廃太陽光パネルを収集運搬業者の車輛により県内の循環事業者の事業場に搬入する。運搬に当たっては、飛散等無いように荷台をシートにて覆うなどの措置を講じると共に、道路交通法を遵守する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	現場代理人 小川 哲史 連絡先 080-1990-0495
	搬入開始予定年月日	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

運搬経路

高知県高知市仁井田朝日ヶ丘荷さばき地



県道35号 から 五台山 の 高知南国道路/高知東部自動車道 に入る



四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を 三豊市 豊中町上高野 の 国道11号 まで進み、さぬき豊中IC で 高松自動車道 を出る



綾川町 西分 の 県道17号 まで 県道24号、県道23号、県道190号、国道438号 を進む



香川県綾歌郡綾川町西分 7 5 4 - 1

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 260 番地
 氏 名 株式会社東海理化電機製作所
 執行役員 今枝 勝行

電話番号(0587)95-5211

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太郎	
		住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1	
		事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748 番 24	
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル	
		種類	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
		性状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	5 t / 年	
		排出事業場	名称	株式会社東海理化電機製作所
	所在地		愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 260 番地	
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	メンテナンスに伴い不要となった太陽光パネル			
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太郎		
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1		

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別添資料①
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	排出事業場より排出された廃太陽光パネルを収集運搬業者の車輛により県内の循環事業者の事業場に搬入する。運搬に当たっては、飛散等無いように荷台をシートにて覆うなどの措置を講じると共に、道路交通法を遵守する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	生技管理部 施設環境室 施設管理G 長谷川 幸治 0587-95-5244
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

運搬経路

愛知県丹羽郡大口町豊田3丁目260



小牧IC から 小牧市 西之島の 名神高速道路/西ノ島第二高架橋/西宮線 に入る



西宮線 を進み、神戸淡路鳴門自動車道 と 高松自動車道 に入って 高松市 檀紙町の さぬき夢
街道/高松南バイパス/高松東道路/国道11号 に向かう。高松檀紙IC で 高松自動車道 を出る



綾川町 西分の 県道17号 まで 県道44号、県道282号、県道39号、県道182号 を進む



香川県綾歌郡綾川町西分754-1